

「報酬等審議会の答申を受けて」 南谷清司

議員定数、議員報酬及び政務活動費の改定について、報酬等審議会から答申が示されました。この答申を受け、議会はこれをどのように受け止め、どのように対応すべきかについて、私の考えをお話しします。

まず、これまでの経過を確認します。

私たち議会は、特別委員会で議員定数、議員報酬及び政務活動費の改定案を取りまとめた上で、議長を通じて市長に対し、羽島市特別職報酬等審議会条例に基づく報酬等審議会の開催をお願いしました。

その理由は明確です。議員自身が、自らの定数や報酬を決めることについて、市民から「お手盛りではないか」との疑念を持たれないよう、条例に基づく第三者機関による客観的な検証を受け、市民の理解と信頼を得るためです。

その結果、報酬等審議会から答申が示されました。内容は、議員定数を16人へ2人減、議員報酬を月額404,250円へ1万円増、政務活動費を年額12万円へ4万円増とするものです。さらに附帯意見では、定数を2人削減することを条件に報酬及び政務活動費の引上げを認める一方、定数削減が1人にとどまる場合には、議員報酬は据え置くべきであることが明確に示されています。

私は、この答申を真摯に尊重し、特別委員会の改定案を答申どおり修正すべきであると考えています。

理由は三点あります。第一に、今回の答申は、多面的な資料と客観的な審議に基づいて導き出された合理的な結論であること。第二に、この審議会は、議会自らが開催をお願いした条例設置の第三者機関であり、その判断を尊重する責任が議会自身にあること。第三に、今回の答申は、議員定数、議員報酬及び政務活動費を一体として判断したものであり、それぞれを切り離して考えることはできないこと。

これらについてその理由を説明します。

まず、第一の理由です。今回の答申は、市民アンケート、県内他市との比較、財政状況、改定による影響額など、多面的かつ客観的な資料に基づき、二回にわたる慎重な審議を経て導き出された結論です。とりわけ、市民アンケートでは、議員定数について44%、議員報酬について38%の方が「多い」と回答されています。この市民の声は、私たち議会自身が実施した調査によるものです。その結果を重く受け止めることは、当然の責務であると考えます。

第二の理由です。私は、今回最も重要なのは、この点であると考えています。この審議会は、市長が独自に設置したものではありません。議会自らが、市長に開催をお願いし、条例に基づいて設置された第三者機関です。私たちは、自らの利害に関わる事項だからこそ、第三者による客観的な判断を求めました。その結果、自分たちに都合の良い部分だけを採用し、都合の悪い部分だけを退けるのであれば、第三者機関に審議をお願いした意味そのものが失われます。問われているのは、答申に賛成か反対かではありません。自ら選択した手続を、自ら最後まで尊重するのかどうかということです。答申を否定することは、議会自らが選択した手続そのものを否定することになります。そのような姿勢は、審議会制度に対する市民の信頼だけでなく、議会そのものへの信頼を損なうことになりかねません。

第三の理由です。今回の答申は、「議員定数」「議員報酬」「政務活動費」の三項目をセットで判断した答申です。附帯意見でも、報酬及び政務活動費の引上げは、定数削減を前提として初めて認められることが明確に示されています。つまり、この三項目は切り離せない関係にあります。したがって、例えば政務活動費だけを答申どおり引き上げ、定数だけは特別委員会案のままとするような対応は、答申全体の論理と整合しません。答申を尊重するのであれば、その結論だけでなく、その判断の前提や考え方も含めて尊重することが必要であると考えます。

ここで、想定される反論について、前もって私の意見をお話しさせていただきます。

まず、「答申には法的拘束力はなく、最終的に決めるのは議会である」という意見です。

確かに、そのとおりです。しかし、法的拘束力がないことと、自ら第三者機関に判断を求めた責任とは、別の問題です。私たちは、自ら客観的な判断をお願いしました。そうである以上、その判断を尊重する政治的・道義的責任があります。

問われているのは、法的拘束力ではなく、自ら選択した手続に最後まで責任を持つ姿勢です。

また、「特別委員会で十分議論した」という意見もありそうです。

私も、特別委員会の議論を否定するものではありません。しかし、それは議員自身による議論です。だからこそ、私たちは第三者機関による客観的な検証をお願いしました。

その結果、修正すべき点が示されたのであれば、それを真摯に受け止めて議論を見直すことこそ、議会として最も誠実な対応ではないでしょうか。

さらに、「今後も答申に縛られる前例になる」との意見もあるかもしれません。

しかし、私は、答申に無条件で従うべきだと言っているのではありません。将来、答申に明らかな不合理や重大な問題があるのであれば、その都度、具体的な根拠を示して議論すればよいのです。

今回の答申は、手続、審議内容、判断過程のいずれを見ても十分な合理性を備えています。むしろ議会が合理的な理由なく変更することこそ、「第三者に諮っても、結局は議会の都合で変えられてしまう」という前例を残すことになりかねません。

以上のことから、私は、特別委員会の改定案に固執することなく、報酬等審議会の答申どおり、議員定数を16人へ2人減、議員報酬を月額404,250円、政務活動費を年額12万円とするよう修正すべきであると考えます。

私たちは、自ら第三者機関による審議という手続を選択しました。そうである以上、結論が自らの考えと異なったとしても、その手続に最後まで責任を持つことが、市民の理解と信頼を得るために最も大切な姿勢です。

私たちが守るべきものは、自らに都合のよい結論ではありません。自ら選択した手続に責任を持ち、最後まで筋を通すことです。それこそが、市民から信頼される議会の姿であると確信しています。

委員の皆様のご理解とご賛同をお願いし、私の意見とします。以上です。